

草津市告示第317号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月13日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年7月20日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税 賦課更正（決定）通知書

連番	氏名	賦課年度	課税年度分
1	鷹箸 恵子	令和 8 年度	令和 7 年度